

# 社会福祉法人 清水福祉会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清水福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

## (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	31, 000円	実費

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	31, 000円	実費

## (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 理事及び評議員において、施設・本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

## (報酬の支払方法)

第5条 報酬の支払は、次のとおりとする。

(1) 第3条及び第4条の報酬については業務に携わった日の翌月20日に金融機関の口座に振り

込む方法により支払う。

- (2) 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	その他費用弁償
実 費	20,000円	31,000円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

4 外部役員においては理事会・評議員会への出席及び業務上の当法人への出社に要する交通費を含むものとする。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

平成29年1月1日 (出張旅費)第6条 4 追記。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酉 等 (日額)	31, 000円	実費	
監 事 監 査 指 導 報 酉 等 (日額)	31, 000円	実費	